

答申 第 7号  
平成27年8月12日

伊勢市長 鈴木 健一 様

伊勢市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 山田 やす子

高齢者の名簿の提供に関する意見について（答申）

伊勢市個人情報保護条例第11条第2項第7号の規定に基づき、平成27年7月9日付で諮問のありました高齢者の名簿提供に関する意見については、下記のとおりお答えします。

記

1. 審議会開会日 平成27年8月4日（火）
2. 開会場所 伊勢市役所本庁舎2-1会議室
3. 出席委員及び事務局員  
会 長 山田やす子 委 員（職務代理者） 濱田 秀也  
委 員 富永 健 委 員 杉山 謙三  
事務局（総務課） 中川 雅日 倉野 雄介
4. 諮問内容説明者 高齢・障がい福祉課 中村 富美 中山 優子
5. 諮問内容

城田地区社会福祉協議会では、老人週間にちなみ敬老祝いの事業として、民生委員・自治会関係者とともに城田地区居住の高齢者(80歳以上)宅を訪問し、長寿を祝う記念品を贈呈する。事業実施にあたり、当該業務の基礎資料となる高齢者名簿について提供する必要があるものと考えているが、それらを提供するにあたって、意見を求められたもの。

6. 審議会としての答申

当該事業の実施により地区の高齢者に対しては、記念品贈呈という福祉的貢献を果たすとともに、世帯の実態把握が伴うことで、民生委員・自治会関係者の連携に寄与すると考えられる。

他方、提供先は伊勢市社会福祉協議会と協力して地域の社会福祉を担う組織である。

これらの事由と、漏れなく対象者を把握し記念品を配布するためには、高齢者の名簿の提供は必要なものであると考えられるので、高齢者の名簿の提供に関しては、個人情報の漏えい等が起きないように万全な対策の徹底と適正な情報

の管理を行うこと、個人情報の取扱いに関して条件をつけること、事業が廃止となった場合は速やかに名簿を破棄すること、以上を城田地区社会福祉協議会に条件付けることで、容認することにする。

**【伊勢市個人情報保護条例第 11 条第 5 項に関して】**

「伊勢市個人情報保護条例第 11 条第 2 項第 8 号の規定により外部提供を行う場合には本人に通知しなければならない」との規定があるが、今回の件に関しては、全世帯が対象であり対象者数が多く、本人の権利利益を侵害するおそれがないことを考慮し「本人への通知は必要ない」と認める。